

消 防 予 第 8 7 号  
消 防 危 第 8 4 号  
平成 1 7 年 4 月 2 8 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長

消 防 庁 予 防 課 長

消防庁危険物保安室長

ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等  
についての一部改正について

ハロゲン化物消火設備・機器に使用される消火剤のうち、ハロン 1 3 0 1、ハロン 2 4 0 2 及びハロン 1 2 1 1 の取扱いについては、「ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」（平成 1 3 年 5 月 1 6 日付け消防予第 1 5 5 号、消防危第 6 1 号。以下「1 5 5 号通知」という。）等によりクリティカルユース（必要不可欠な分野における使用）に該当するものの設置について適切な運用をお願いしているところであり、クリティカルユースの用途例については、1 5 5 号通知別表 1 において示しているところです。

一方、機械式駐車場については、その構造の複雑化、多様化が進み、また、操作に不慣れな者が操作する機会が多くなっています。

このため、機械式駐車場であって、防護区画にある昇降装置等に自走で乗り入れるもので、乗り入れ部の出入管理が専従職員等により行われていない場合にあっては、防護区画内に人が取り残された状態で消火剤が放射される可能性があり、当該防護区画にハロゲン化物消火設備以外のガス系消火設備が設置されている場合は、誤放射による人命の危険性があります。

このような状況を踏まえ、今般、下記 1 のとおり 1 5 5 号通知を改正することとしましたので、その運用に遺憾のないようよろしくお願いします。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県管内の市町村に対しても、この旨を周知していただきますようよろしくお願いします。

## 記

### 1 155号通知の改正

155号通知別表1を別紙のとおり改正する。

### 2 改正に関する留意事項

- (1) 「機械式駐車場（防護区画内に人が乗り入れるものに限る。）」とは、ハロゲン化物消火設備の防護区画内に自走して進入するものをいうこと。
- (2) 別表1は便宜的に表記したものであり、クリティカルユースの当否については個々の設置対象の実情に応じてそれぞれ判断を行うこと。

消防庁予防課

（担当：設備係 伊藤・高垣）

TEL 03-5253-7523

FAX 03-5253-7533

Mail [takagaki-t@fdma.go.jp](mailto:takagaki-t@fdma.go.jp)